

■大崎自然公園交流広場減免基準

- 1 ; 団体等が町内の施設等に宿泊して、交流広場を利用する場合。
*団体について、10名以上の規模とする。
- 2 ; 日帰りの団体等で交流広場と町内の宿泊施設または温浴施設の相互利用となる宿泊及び宴会等でのプラン利用を行う場合。
*団体について、10名以上の規模とする。
- 3 ; 町内の自治会が地域交流のために利用する場合
*10名以上の団体で利用するものに限る。
- 4 ; 大崎自然公園交流広場利用会員制度（仮称）に入会した団体が利用をする場合。
*団体とは、各種スポーツ協会、愛好会、地区老人会など10名以上で構成された団体。
*年会費制を設定し、年会費額を3000円とする。
- 5 ; 町内の高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等が主催する行事及び大会等を催す場合。
- 6 ; 町内の中学校及び高校の部活動利用の場合。
- 7 ; 大学（部活動及びサークル活動を含む）が利用する場合。

■免除の場合

- 1 ; 川棚町（川棚町教育委員会を含む）が、主催または指定する事業及び行事を行う場合。
- 2 ; 川棚町観光協会が主催する事業。
- 3 ; 川棚町観光協会長が必要と認めた場合。
*専務理事決済の後、会長及び川棚町へ報告することとする。

■減免による利用金額

区分	減免後の金額	備考
交流広場利用料金（1時間）	500円	全面
交流広場利用料金（1時間）	300円	1/2面
交流広場利用料金（1時間）	200円	1/4面